SNS広告でもうけ話、借金だけ残った…

(問い)「簡単な作業で稼げる」とのSNS(交流サイト)広告を見て、無料通話アプリの登録を行いました。事業者から副業について説明する電話があり、「もうけるためにサポートする」と、料金120万円の「サポートコース」加入を勧められた。「お金がない」と断ると「すぐに返済できる」と消費者金融からの借り入れを勧められ、スマートフォンに遠隔操作アプリをインストールするよう指示された。指示に従って4社から30万円ずつ借りる契約を結んだが、もうからずに借金だけが残った。今後どうしたらいいか。

無料法律相談 利用して

(答え)「簡単に稼げる」などと強調したSNS広告などを通じ、高額なサポート契約を結ばされ、複数の貸金業者から借金して料金を支払うよう、遠隔操作アプリで指示されるといったトラブルに関する相談が、20~30代の消費者を中心に増えています。

複数の金融業者から自分の返済能力を超えて借り入れを行い、「多重債務」に陥ると、個人の知識や努力では解決が極めて困難とされます。借金の返済が難しい場合は、「債務整理」を検討してみましょう。債務整理には複数の方法があり、借入残高や収入状況などによって手続きが異なりますので、法律の専門家への相談を勧めます。

相談先を探す際にも注意が必要です。近年、インターネット広告などで「借金トラブルの解決」をうたう見知らぬ個人や事業者に相談し、新たな被害に遭ってしまう事例が報告されています。地元の自治体や弁護士など、信頼できる相談先を利用しましょう。

県消費生活センターは毎月1回、無料の法律相談を実施しています。11月25日から12月2日まで多重債務者相談強化キャンペーンと銘打ち、県内各地の17会場で地元弁護士による「借金に関する無料法律相談会」を開催します。事前予約制で、会場によっては土日や夜間の開催もあります。

借金が多額でも、必ず解決方法は見つかります。一人で悩まずに無料法律相談会をご利用ください。問い合わせは県消費生活センター023(624)099